

令和8年 秋の全国交通安全運動

北区実施要領

運動期間 9月21日(月)～9月30日(水)

運動の目的

本運動は、広く区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

運動の重点

1. 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
 2. 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
 3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
 4. 二輪車の交通事故防止
- ※ 詳しくは別紙リーフレットをご覧ください

自転車の交通反則通告制度（青切符制度）のポイント

- ・青切符とは、自転車の一定の交通違反に対して反則金を納付することで違反処理を終わらせる制度
 - ・16歳以上の自転車に乗るすべての人が対象
 - ・青切符の対象となる反則行為は113種類（ながらスマホや傘差し運転など）
 - ・警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告
- ※ただし、その違反が交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反であったときは検挙



青切符の詳細についてはこちら！



青切符に関する交通安全教育用
DVD もご用意しております！



区内警察署の活動予定

○滝野川警察署

行事：高齢者・自転車交通安全キャンペーン

概要：交通安全チラシ、グッズを配布しながら交通安全意識の高揚を図ります

日時：9月30日(水) 11時～12時 場所：JR 板橋駅東口

○王子警察署

行事：少年団自転車キャンペーン

概要：お休み処にて自転車シミュレーターを使用した交通安全啓発活動を行います

日時：9月21日(月) 10時～12時 場所：十条銀座商店街

○赤羽警察署

行事：体験型ミニ交通安全教室

概要：赤羽駅東口交番前でミニ交通安全教室と啓発品の配布を行います

日時：期間中平日 14時から(雨天中止) 場所：赤羽駅東口交番前

令和8年9月発行

東京都北区都市整備部交通事業担当課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-9216 FAX 03-3908-8336

北区、関係機関・団体の推進要領

北 区

- 積極的な広報啓発活動と情報提供及び各種交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 反射材の視認効果や使用方法の周知及び自発的な着用の促進
- 歩行中児童の交通事故の特徴や高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 歩行者自身の安全を守るための交通ルール（横断歩道通行、横断禁止場所の横断禁止等）遵守の呼び掛けの強化
- 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が及ぼす影響等に関する安全教育・広報啓発
- 先進安全自動車の普及啓発による交通事故防止及び免許返納者への各種支援策の紹介等を通じた自主返納の促進
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 横断歩道設置場所における減速義務・歩行者優先義務等の遵守に関する広報徹底
- いわゆる「ながらスマホ」の根絶および「あおり運転」の禁止に関する広報推進による危険運転の防止
- 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底と自転車利用者に対するヘルメット着用の促進
- 自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済への加入義務化に関する周知強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 二輪車乗車時におけるヘルメットの確実な着装とプロテクターの着用促進に向けた周知強化
- 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用推進
- 生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

北区教育委員会

- 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による通学路の安全点検及び街頭指導活動の徹底
- 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進
- 安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

滝野川・王子・赤羽警察署

- 交通安全教育及び広報啓発活動の推進
- 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底
- 自治体等関係機関・団体との連携の強化
- 住民を主体とした交通安全総点検等による危険個所の把握と解消

滝野川・王子・赤羽交通安全協会

- 警察署等関係機関との連携による地域実態に応じた街頭指導及び各種行事の開催による交通安全活動の推進
- 各種広報媒体を活用した「交通安全運動」「交通安全日」の積極的な広報活動
- 歩行者自身の安全を守るための交通ルール（横断歩道通行、横断禁止場所の横断禁止等）遵守の呼び掛けの強化
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用を徹底させるための指導・広報の強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底
- すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

道路管理者

- 交通事故多発路線の把握と安全対策の推進
- 道路パトロールによる交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備
- 道路情報板等を利用した周知
- 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加
- 住民を主体とした交通安全総点検による危険個所の把握と解消
- 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知

その他の実施期間・団体

- 交通事故多発路線の把握と事故防止対策の推進
- 安全運転の励行及び飲酒運転根絶のための点呼を始めとした運転者管理の徹底
- 歩行中児童の交通事故の特徴や高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 職員への周知徹底と広報誌(紙)等による広報・啓発活動の推進
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用を徹底させるための指導・広報の強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加
- 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進
- 鉄道架道橋での空頭支障事故・踏切事故の防止及びキャンペーン等の実施